

マンション管理士

令和2年度
マンション管理士 全国公開模試
正解・解説冊子

れっく
LEC 東京リーガルマインド



0002221200375

VU20037

令和2年度 マンション管理士 全国公開模試 正解一覧

番号	正解	自己採点	出題項目		番号	正解	自己採点	出題項目	
問1	2		区分所有法等	共用部分	問26	4		標準管理規約	役員
問2	4		区分所有法等	集会	問27	2		標準管理規約	費用の負担
問3	3		区分所有法等	管理者	問28	4		標準管理規約	総会
問4	1		区分所有法等	管理者	問29	3		標準管理規約	総合
問5	4		区分所有法等	規約	問30	1		標準管理規約	会計
問6	3		区分所有法等	復旧・建替え	問31	3		標準管理規約	団地型
問7	4		区分所有法等	義務違反者に対する措置	問32	2		標準管理規約	複合用途型
問8	1		区分所有法等	管理組合法人	問33	3		管理実務	標準管理委託契約書
問9	4		区分所有法等	復旧・建替え	問34	2		会計	仕訳
問10	3		区分所有法等	団地	問35	1		会計	計算書類
問11	2		区分所有法等	被災マンション法	問36	4		建築・設備	劣化・調査・診断
問12	3		民法・その他	その他	問37	2		建築・設備	劣化・調査・診断
問13	2		民法・その他	委任	問38	4		建築・設備	修繕工事・改修工事
問14	1		民法・その他	時効	問39	3		建築・設備	長期修繕計画
問15	3		民法・その他	売買	問40	1		設備系法令	その他
問16	1		民法・その他	賃貸借	問41	2		建築・設備	その他
問17	2		民法・その他	相続	問42	4		建築・設備	建築構造
問18	1		管理実務	不動産登記法	問43	1		建築・設備	給水
問19	2		区分所有法等	マンション建替え円滑化法	問44	3		建築・設備	排水・通気・浄化槽
問20	3		設備系法令	都市計画法	問45	3		建築・設備	総合
問21	1		設備系法令	建築基準法	問46	1		適正化法	適正化指針
問22	4		設備系法令	水道法	問47	4		適正化法	マンション管理士
問23	2		設備系法令	消防法	問48	2		適正化法	マンション管理業者
問24	3		建築・設備	防犯	問49	3		適正化法	管理業務主任者
問25	1		標準管理規約	用法・管理	問50	1		適正化法	その他

区分所有法等/共用部分

〔問 1〕 共用部分に関する次の記述のうち、区分所有法に「規約で別段の定めをすることを妨げない。」と規定されているものはどれか。

- 1 各共有者は、共用部分をその用方に従って使用することができる。
- 2 共用部分の算定をする際の専有部分の床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- 3 共用部分の持分は、その有する専有部分の処分に従う。
- 4 共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない。

正解 チェック欄			
-------------	--	--	--

問 1	区分所有法等/共用部分	正解 2
-----	-------------	------

- 1 **規定されていない** 共用部分の各共有者は、共用部分をその用方に従って使用することができる（区分所有法 13 条）。この点につき、規約で別段の定めをすることを妨げないとの規定はない。

参考 20 合格テキスト①p213 5 ①

- 2 **規定されている** 共用部分の共有者の持分は、その有する専有部分の床面積の割合による（区分所有法 14 条 1 項）。この専有部分の床面積は、壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による（同条 3 項）。もっとも、この点につき、規約で別段の定めをすることを妨げない（同条 4 項）。

参考 20 合格テキスト①p210 4 ②

- 3 **規定されていない** 共用部分の共有者の持分は、その有する専有部分の処分に従う（区分所有法 15 条 1 項）。この点につき、規約で別段の定めをすることを妨げないとの規定はない。

参考 20 合格テキスト①p222 1 ①

- 4 **規定されていない** 共用部分の変更が専有部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分の所有者の承諾を得なければならない（区分所有法 17 条 2 項）。この点につき、規約で別段の定めをすることを妨げないとの規定はない。

参考 20 合格テキスト①p234 2 ②